

各位

東山口信用金庫

「新型コロナウイルス」に関する特別融資の受付期間延長について

この度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

東山口信用金庫（理事長 松原 正雄）では、この度の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者の方を対象に、2020年2月25日より特別融資の取扱いを開始するとともに、各種のご相談に対応するため、ご相談窓口を設置していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者も多く、資金繰りの状況を踏まえ2023年3月末日までとしていました特別融資の受付期間を下記の通り延長しますのでお知らせします。

記

1. 特別融資の概要

(1) 融資条件

融 資 名	新型コロナウイルス対応特別融資
融 資 対 象 者	新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けておられる法人及び個人事業主
資 金 使 途	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による事業維持・継続に必要な設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	5,000万円以内
融 資 形 式	手形貸付又は証書貸付
融 資 期 間	※運転資金：10年以内 ※設備資金：15年以内 ※手形貸付の場合は、1年以内 ※証書貸付の場合は、元金の据置期間2年以内の設定を可能とします。
融 資 利 率	当金庫所定の利率によります。
返 済 方 法	※手形貸付 期限一括返済 ※証書貸付 元金均等分割返済

(2) 受付期間

2020年2月25日（火）～2024年3月29日（金）

2. ご相談窓口の概況

名 称	「新型コロナウイルス」ご相談窓口
対 応 内 容	新規融資のご相談、資金繰りのご相談および融資返済相談
対 応 時 間	9:00～15:00 《休業日》 土曜日・日曜日・祝日
対 応 部 店	○融資部 融資課 TEL 0835-23-0330 ○東山口信用金庫 全営業店